

# 神奈川施保連ニュース VOL. 50

発行人 神奈川県知的障害者施設保護者会連合会会長 岩本邦雄  
編集 神奈川県知的障害者施設保護者会連合会広報部会  
発行所 〒235-0021 横浜市磯子区岡村3-15-14 岩本邦雄方  
神奈川県知的障害者施設保護者会連合会事務局 TEL & FAX 045-751-1010



## 施保連主催 学習会報告 成年後見制度の現状 実態と問題点 講師 社会福祉士 和田 明子氏

平成26年2月2日(日)かながわ県民センターで神奈川施保連主催の学習会が約80名参加のもとに15時~17時30分にわたって開催された。  
成年後見制度の仕組みや成年後見制度利用支援事業、第三者後見人増加の背景などについて、事前に神奈川施保連から提出した質問事項に対する回答を含めて説明があり、さらに質疑応答も時間を延長して行われ中身の濃い講演会であった。

### 講演概要

#### 措置から契約に

2000年(平成12年)に制度が措置から契約に変わり、障害者は事業者(施設)との契約にもとづいて支援サービスを利用することになった。

これに伴って、契約内容など理解が困難な知的障害者等の契約は、成年後見人



(以下後見人という)が代理することになった。  
社会福祉士は、担当している被後見人については、例え障害の程度が重くても月に一度は、必ず面会に行っている。障害が重度であっても後見人の顔を覚えていく方もいる。実際に生活の場を見ることにより、処遇改善にも努めている。

#### 成年後見制度の種類と申立

成年後見制度には補助、保佐、後見の三つの類型があり、4親等以内の親族のほか市町村長が申立できる。

#### 成年後見制度利用支援事業

後見人の選任申立費用や後見人への報酬の支払いが困難な場合は、その費用の全部又は一部を助成する制度がある。ただし、申立費

用については、市町村長が申立を行った人が対象になる。

#### 後見人等への報酬

後見人等への報酬については、一年間の後見活動報告書と共に報酬請求を家庭裁判所に提出し、それをもとに、家庭裁判所が金額を決定する。

#### 第三者後見人

親族以外の第三者で後見が出来る人は、社会福祉士・弁護士・司法書士・法人などである。

#### 後見人の役割

被後見人の日常の財産管理や身上監護のほか、遺産相続の問題が生じた場合は、他の相続人が勝手に被後見人の相続分を決めることのないよう、法定相続分を確保することにある。

#### 保することにある。

親族後見人の減少傾向  
平成24年には第三者後見人が親族後見人を上回り、半数以上になった。

近年、後見人の不正事件が増加し、最高裁調査によれば、その総額は平成22年6月から平成24年3月までの間で約54億6千万円に上っているが、その加害者の9割は親族後見人である。

また、親族後見人の事務処理に関して、被後見人の所有資産が大きく、トラブルが起きる懸念がある場合など、家庭裁判所が必要と認める時は、職権で「成年後見監督人」というものを選任することができる。

#### 後見制度支援信託

平成24年4月、被後見人の生活に必要な費用を除く資産を、信託銀行に預けて保全を図る「後見制度支援信託」という制度が導入された。

#### 親族後見と第三者後見

第三者後見のメリット・デメリット

メリットは、親が被後見人の状態などを後見人に十分伝えた上で、金銭管理や身上監護を任せられる。

デメリットとしては、それなりの報酬が被後見人の負担になる。  
親と第三者後見人による複数後見のメリット・デメリット

メリットとしては、親が亡くなった場合でもスムーズに第三者後見人に引き継ぎができる。  
デメリットとしては、親と第三者後見人の役割分担が不明確で分りにくいことと、親の存命中から第三者後見人の報酬が必要であること。

#### 事前報告義務

後見人は、被後見人の居住用不動産を処分する場合、被後見人と後見人の利益が相反する場合などには、事前に家庭裁判所に報告する義務がある。

#### 市民後見人

神奈川県内では、横浜市・横須賀市・鎌倉市が市民後見人の養成に取り組んでいる。

#### 成年後見制度の利用促進

本人を法的に保護し支えるために、制度の利用を進めるべきである。

なお、親である後見人が高齢等で辞任する場合、次

の後見人選任までに時間がかかる(通常2〜3ヶ月)ということも考慮に入れておく必要がある。

**まとめ**

成年で判断能力がない方の場合は、成年後見制度を利用して、適切な財産管理や身上監護を受ける必要がある。

**神奈川施保連の所見**

現在の成年後見制度では、申立を行う際の申立人の費用負担が、場合によってはかなり重くなることがある。制度の利用のためには、この点の改善が必要になると考えられる。

**質疑応答**

Q：遺産分割協議書の作成について  
 A：公正証書遺言書の作成は公証人役場で作成する。  
 Q：後見人は会社監査役等になれないと聞いたが  
 A：後見人ではなく、被後見人の場合は、法律行為ができないのでそのような立場にはなれない。  
 Q：現在、利用者の生活費は親が負担し、年金はすべて預金しているの、遺産相続時

の取り分を少なくしたいと考えるが。  
 A：障害基礎年金は本人の生活のためのものであり、日常生活に要する費用はそこから支出するべきである。

遺産相続はそれとは全く別の話であり、あくまでも法定分を相続する事になる。  
 Q：成年後見制度利用支援事業で被後見人の負担はカバーできるのか？  
 A：家庭裁判所が、利用支援事業の範囲内で、報酬額を決定することになる。  
 Q：複数後見人の意見が割れた場合はどうするか？  
 A：家庭裁判所の判断を仰ぐ



交流会

ことになる  
 Q：親なのに成年後見人にならなければならないのか？  
 A：法的には、例えば親であつ

**神奈川施保連**

**保護者会(家族会)交流会開催**

平成二十六年二月二日 かながわ県民センターに会員六十名が参加して、第一回目のグループ討議を行いました。六グループに分かれ、約二時間活発な討議が行われました。

保護者会間交流会は、参加する各保護者会の共通する悩み、課題を持ち寄り、課題の解消に向けたヒント・アイデアを得て、今後の活動に活かしていくことを目的に行われます。事前アンケートから次の三つのテーマが設定されました。

**テーマA**

「保護者会保護者会の活動をどのように活性化するか」

**テーマB**

「保護者会等と法人・施設との意思の意思疎通をどのようにして活性化するか」

**テーマC**

「施設利用者に対する支援の質・量について問題点とその望ましい改善の方向はどうあるべきか」  
 今回はテーマAを取り上げ

ても成年後見人でなければ成人で判断能力の無い人の法律行為を代理することはできません。  
 以上

て行われました。残りテーマもテーマAを進めながら状況を確認し、着手時期、進め方を検討していきます。  
 また各グループの討議内容は要録を公開し、共有化していきます。

今回の各グループでの主な話題は、施設の規模や保護者会それぞれの環境に違いはあるものの、概ね次のようなものでした。

- 高齢化
- 役員のなり手がない
- 会費納入率の低下
- 情報の共有が図れない等々

これらの共通する課題をどう解消していくかは、次回以降のグループ討議に引き継がれます。

以上

**障害のある人たちが病気になったとき、ケガをしたときに備えて**

神奈川施保連では、知的障害児者や自閉症児者が病気やケガをしたとき、また、そのために入院したときなどに備え、「やまゆり知的障害児者生活サポート協会」の運営に参加しています。加入資格、その他の詳細は、下記までお問い合わせください。

やまゆり知的障害児者生活サポート協会

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2 神奈川県社会福祉会館内

TEL 045-314-7716 FAX 045-324-0426